

## 《用語の説明》

### 形式収支とは

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額のこと。

### 実質収支とは

形式収支から、継続費繰次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等に伴い、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額のこと。

地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントではあるものの、過度の剰余は行政水準の向上や、住民負担の軽減等に充てられるべきであるため、単純に黒字額が多いほど良いとはいえない。

### 財政力指数とは

地方交付税法の規定によって算定した基準財政収入額を、同規定によって算定した基準財政需要額で割った数値のこと（表記の数値は過去3カ年間の平均値）。

この指数が1に近いほど普通交付税算定上では留保財源が大きいと判断され、財源に余裕があるものとされている。

### 実質収支比率とは

標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準規模のことで、地方交付税法の規定により算定される基準財政収入額等を用いて算出される）に対する実質収支額の割合のこと。

おおむね3～5%程度が望ましいとされている。

### 実質公債費比率とは

地方公共団体が借入れた地方債等の元利償還金における一般財源の額の標準財政規模に占める割合を示した比率のこと（表記の数値は過去3カ年間の平均値）。

平成18年4月から地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行されたことに伴い導入された比率で、18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債の制限がかかる。

## 経常収支比率とは

経常一般財源総額に対する経常経費に充当される経常一般財源の額の割合のこと。

つまり、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費が、地方税・普通交付税等の経常一般財源に占める比率のことを示す。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す比率で、町村にあつては70%程度が適当であるとされており、高比率になればなるほど弾力性を失うとされている。